

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

1 事業所の概要

事業所名	横浜市岩崎地域ケアプラザ
所在地	横浜市保土ケ谷区岩崎町37-5
事業者指定番号	第 1400600019 号
管理者・連絡先	寺島 亜紀子 TEL045-334-1545
サービス提供地域	岩崎町・狩場町・桜ヶ丘一丁目～二丁目・ 初音ヶ丘・花見台・保土ケ谷町二丁目～三丁目

2 事業所の職員体制等

職 種		人 員	職 務 内 容
管 理 者		1 名 (兼務)	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、 また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させる ため必要な命令を行う。
担 当 者	保 健 師 等	1 名	介護予防サービス計画の作成、その他必要な指定介護予防支 援の業務を行う。
	主任介護支援専門員	0 名	
	社会福祉士	1 名	
	介護支援専門員	0 名	
事 務 職 員		1 名	必要な事務を行う。

3 サービス提供時間

区 分	月 曜 日 ～ 土 曜 日 (右記を除く)	日曜日・祝日・施設点検日
提 供 時 間	9 : 0 0 ～ 1 7 : 3 0	9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0

(注) ただし、祝日・年末年始(12/29～1/3)はお休みとなります。

4 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、法定代理人受領の場合には原則として利用者の負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、一旦、支払いが生じる場合があります。
- (2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、運営規定の定めに基づきその交通費（実費）の支払いが必要となります。自動車等を利用した場合は実施地域を超えた所から片道 20 km 500 円で請求いたします。

5 当社のサービスの方針等

- (1) 事業実施にあたっては、3 職種（保健師又は経験のある看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士）・その他の専門スタッフが連携を図り、チームで効率的・効果的に運営に努めます。
- (2) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、利用者が選択する事ができ、総合的かつ効率的に提供されるように常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう中立・公正性の確保の上、円滑に実施します。利用者は事業所の選定理由について問い合わせる事ができます。
- (3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することが出来るよう、本人の主体的な活動と生活意欲を高めることを目的に地域の関係機関等と連携を図り行います。

6 虐待の防止のための措置

虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ります。

虐待の防止のための指針を整備し、従業者に対しての研修を定期的の実施し、これらの処置を適切に実施するための担当者を配置します。

7 衛生管理

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者にも周知徹底を図ります。

感染症の予防及びまん延防止を目的とした研修及び訓練を定期的の実施します。

8 業務継続計画の策定等

感染症や災害発生時における利用者に対する永続的なサービス提供の実施や、中断時における早期の業務再開の手順等非常時における事業継続の方法を定めた業務継続計画を策定し、定期的な見直しを行います。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

9 ハラスメント対策

当事業所は介護現場等で働く職員の安全確保と、安心して働き続けられる労働環境を築くためハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は当該事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者様及びそのご家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、法人のハラスメント規程などを基に対応し、会議等により、同事案が発生しないよう再発防止策を検討します。

(3) 従業員に、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施致します。また、介護現場等におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合、行為者に対しては関係機関への連絡・相談・環境改善に対する必要な措置・利用契約の解約等の措置を講じます。

10 従業者の研修

従業者の資質向上のため研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備致します。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 採用時研修 | 採用後 6 か月以内 |
| (2) 継続研修 | 年 2 回 |
| (3) 管理者研修 | 年 1 回 |

1 1 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

1 2 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様相談コーナー	電話番号	0 4 5 - 3 3 4 - 1 5 4 5
	FAX 番号	0 4 5 - 3 3 4 - 1 5 0 0
	相談員（責任者）	寺島 亜紀子
	対応時間	月曜日～土曜日 9：00～17：30
	（注）ただし祝日・12月29日から1月3日を除く	

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

保土ヶ谷区高齢障害 支援課	所 在 地	保土ヶ谷区川辺町2－9
	電話番号	0 4 5 - 3 3 4 - 6 3 9 4
	FAX 番号	0 4 5 - 3 3 1 - 6 5 5 0
	対応時間	平日 9：00～17：15

横浜市 はまふくコール	所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話番号 045-263-8084 FAX 番号 045-550-3615 対応時間 平日 9:00～17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 横浜市西区楠町2-9 電話番号 045-329-3400 対応時間 平日 9:00～17:15

※受付日はいずれも月曜日～金曜日（土日祝日及び12月29日～1月3日は除く）

※国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

1.3 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 なでしこ会
代表者名	理事長 佐瀬 一裕
本社所在地・電話	保土ケ谷区常盤台75-1 電話045-335-0265
業務の概要	介護老人福祉施設・短期入所生活介護・居宅介護支援・通所介護
事業所数	4ヶ所

事業所全体の概要

事業名称	事業内容
地域包括支援センター	総合相談・支援、地域ケア支援事業、介護予防マネジメント等の事業を実施します。
地域活動交流事業	地域の方々に福祉・保健活動等の支援や交流の場の提供、自主事業の開催やボランティアに関する情報提供等の事業を実施します。
生活支援体制整備事業	インフォーマルサービス等の地域の基盤整備を行います。
居宅介護支援事業	介護保険の要介護認定者へケアプランの作成及びサービスの利用調整等を行います。
（予防）通所介護事業	介護保険の利用者へ通所により食事や入浴等のお世話をします。

1 4 介護予防サービス・支援計画書原案作成委託先居宅介護支援事業者

事業所名	
所在地	
事業者指定番号	神奈川県第 号
管理者・連絡先	
サービス提供地域	

【 説明確認欄 】

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり
重要事項を説明しました。 横浜市岩崎地域ケアプラザ

事業者 事業者名（指定登録番号） 1 4 0 0 6 0 0 0 1 9

説明者 印

（業務委託先居宅介護支援事業者） 所在地

事業者名

担当ケアマネジャー

※ 居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合（契約の代行を含む）のみ記入

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意し、書類の交付を受けました。

利用者 氏 名 印

代理人又は立会人 氏 名 印